

大阪府岸和田子ども家庭センター関係資料

1 虐待対応課体制

所長 一 次長兼虐待対応課長（児童福祉司）

総括主査（児童福祉司）【全地域S V、岸和田市（一部）】

主査（児童福祉司）【岸和田市（一部）、高石市、泉大津市】

主査（保健師）【岸和田市（一部）、泉佐野市】

技師（児童心理司）【心理職として全地域】

技師（児童福祉司）【和泉市、忠岡町】

技師（児童福祉司）【泉南市、阪南市、熊取町、岬町】

技師（児童福祉司）【貝塚市、田尻町】

2 虐待対応の件数等（平成19年度）

(1) 対応別件数

対応	件数
児童福祉施設入所	54
里親委託	0
面接指導	650 (継続指導531、助言指導119)
その他	16
児童福祉司指導	8
合計	728

(2) 立入調査・警察への援助要請

対応	件数
立入調査	0
警察への援助要請	4

(3) 法的対応

28条請求件数	5	内承認件数	4
(内更新)	(1)	(内更新)	(1)

(4) 危機介入援助チーム活動実績

電話相談		面談		家庭・機関訪問		計	
弁護士	医師	弁護士	医師	弁護士	医師	弁護士	医師
30	0	40	9	28	3	98	12

(5) 虐待対応相談における一時保護件数

一時保護所	委託一時保護	一時保護計	うち職権保護
57	47	104	59

(6) 通告件数

平成18年度 342件 平成19年度 393件

(7) 施設入所児童数 96人 (平成20年3月末現在)

寝屋川市 児童家庭相談 関係資料

1 児童家庭相談体制

こども室長（事務職）－ 課長兼こどもセンター所長（事務職）
 課長代理（社会福祉主事）
 職員（社会福祉主事）
 職員（社会福祉主事）
 非常勤職員（臨床心理士）
 非常勤職員（臨床心理士）
 非常勤職員（臨床心理士）

2 児童家庭相談件数（平成19年度）

対応	件数
相談対応	952
うち虐待対応	519
要保護児童対策地域協議会対応児童数	430
うち市町村主担児童数	244

大阪府児童虐待等危機介入援助チーム設置運営要綱

(目 的)

第1 大阪府は、深刻な児童虐待等権利侵害の訴えに対し、必要な調査、相談及び調整を行うとともに、大阪府子ども家庭センター（以下「センター」という。）等関係機関と連携して、子どもの権利を保護する等子どもの最善の利益を図ることを目的として大阪府児童虐待等危機介入援助チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(構 成)

第2 チームの委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) その他、必要に応じて、児童福祉専門家、子どもの権利保護のためにチームへの参加が必要と認められる機関の職員等を含めるものとする。

(担当区域)

第3 各委員の担当区域は、各センターの所管区域単位とし、大阪府があらかじめ決定するものとする。但し一部委員については、全区域を担当するものとする。

(活動内容)

第4 チームの活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) センター所長の求めに応じて、子どもの人権に関する事案について、専門的な立場から調査を行うとともに、親権者等関係者に対して必要な助言及び指導を行う。
- (2) 子どもの人権に関する事案を調査した結果、特に改善等が必要と認められる場合には、健康福祉部児童家庭室（以下「児童家庭室」という。）及びセンター等関係機関に対して、必要な措置を講じるよう助言及び指導を行う。

(報 告)

第5 チームは、第4に規定する活動を行ったときは、速やかにその内容を部会に報告するものとする。

(守秘義務)

第6 チームの委員は、職務上知り得た個人の秘密に関することを、特別の理由がない限り他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。なお、委嘱期間中に、この規定に違反した場合は、解嘱するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7 チームの委員に対する報酬及び費用弁償については、大阪府社会福祉審議会条例(平成12年大阪府条例第9号)の委員等の報酬及び費用支弁に関する規定に準じて、その活動実績に応じて支給するものとする。

(委嘱期間)

第8 チームの各委員に対する委嘱期間は、委嘱日から、その属する年度の次年度末までとする。なお、委嘱期間中に欠員が生じた場合に新たに委嘱した委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9 チームの事務局は、児童家庭室におくものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年11月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成13年5月8日から施行する。
- 3 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成18年3月16日から施行し、平成18年1月1日より適用する。
- 5 この要綱は、平成19年3月29日から施行し、平成19年1月1日より適用する。
- 6 この要綱は、平成20年2月14日から施行する。
- 7 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

児童措置審査部会開催要領

(1) 目的

児童虐待の増加など、児童をめぐる問題の多様化・複雑化を踏まえ、法律、医学等の専門家からなる「児童措置審査部会」を設置し、子ども家庭センターが入所措置等を探るにあたってその意見を聴くとともに、子ども家庭センターにおける業務への助言や死亡事案等重大事件発生時の検証などにより、より一層、子ども家庭センターにおける業務の専門性並びに客観性の向上を図る。

(2) 審査・調査する事項

- ① 子ども家庭センター所長が施設入所等の措置を探る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、審査し、答申する。なお、緊急を要する場合で予め意見を聴くいとまがない場合は、速やかに採った措置を報告するものとする。
- ② 子ども家庭センター所長が予定している措置と児童又はその保護者の意向は一致しているが、措置または措置解除後の処遇への対応について法律や医学等の観点から専門的知見が必要であると子ども家庭センター所長が認める場合、審査し、答申する。
- ③ 児童虐待の防止等に関する法律第13条の4に規定する事項の報告を受け、必要に応じ助言すること。
- ④ 子ども家庭センター業務について調査し、必要に応じ助言すること。
- ⑤ 児童虐待による死亡事例（心中を含む）などについて検証し、その結果や再発防止のための提言をまとめ、府に報告すること。

なお、④、⑤については、児童措置審査部会内に設置する「点検・検証チーム」が実施することとし、その結果については、児童措置審査部会に報告するものとする。

(3) 審査部会の構成

- ① 大阪府社会福祉審議会内規第2条第3項の規定により、児童福祉専門分科会に属する委員の一部並びに臨時委員として弁護士、学識経験者により構成するものとする。
- ② 児童措置審査部会に、審査部会委員の互選による会長1名を置くものとする。

(4) 審査部会等の開催等

- ① 審査部会は、会長が招集するものとする。
- ② 審査部会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができないものとする。

- ③ 審査部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- ④ 審査部会の決議は、これをもって府社会福祉審議会の決議とする。
- ⑤ 点検・検証チームは、会長の要請に基づき、(2) ④、⑤を実施するものとする。また、その開催等については、(4) ①～④に準じるものとする。

(5) 部会等の公開

- ① 児童措置審査部会等は、非公開とする。ただし、「児童措置審査部会への弁護士参加実施要領」に定められた弁護士は参加できるものとする。
- ② 非公開とする理由
審査部会等では、児童等の住所、氏名、年齢、生育歴、身体及び精神の状況等個人のプライバシーに関する情報が把握された中で、子ども家庭センターの措置等について、より専門的な見地から助言等意見を聴くこととなるため。

(6) 庶務

児童措置審査部会等の庶務は、健康福祉部児童家庭室家庭支援課において処理する。

(7) その他

児童措置審査部会等の委員に係る報酬等の取り扱いについては、大阪府社会福祉審議会条例(平成12年3月31日大阪府条例第9号)によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年2月27日から施行する。

審 議 経 過

平成 20 年 2 月 27 日（第 1 回会議）

- ・ 検証手法について
- ・ 岬町乳児死亡事案及び寝屋川市 6 歳女児死亡事案の概要

平成 20 年 3 月 17 日（第 2 回会議）

- ・ 寝屋川市事案の概要ヒアリング（寝屋川市保健福祉部こども室）
- ・ 岬町事案の概要ヒアリング（岸和田子ども家庭センター）

平成 20 年 3 月 25 日（第 3 回会議）

- ・ 大阪府子ども家庭センター「子ども虐待対応の手引き」説明
- ・ 岬町事案についての質疑応答

平成 20 年 4 月 10 日（ヒアリング）

- ・ 前大阪府児童虐待等危機介入援助チーム委員医師のヒアリング

平成 20 年 4 月 18 日（第 4 回会議）

- ・ 岬町事案について（ヒアリング結果報告、質疑応答）
- ・ 寝屋川市事案、岬町事案についての問題点・課題と対応策（素案）

平成 20 年 4 月 25 日（ヒアリング）

- ・ 日赤和歌山医療センター小児科医師ヒアリング

平成 20 年 4 月 28 日（第 5 回会議）

- ・ 岬町事案について
（ヒアリング結果報告、時系列に整理した課題・問題点、質疑応答等）

平成 20 年 5 月 16 日（第 6 回会議）

- ・ 報告書（案）について

平成 20 年 5 月 30 日（第 7 回会議）

- ・ 報告書（案）について

大阪府社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童措置審査部会

点検・検証チーム 委員名簿

泉 薫	弁護士・淀屋橋法律事務所
岡本 正子	大阪教育大学教育学部教授
◎ 才村 純	関西学院大学人間福祉学部教授
田中 文子	社団法人子ども情報研究センター所長
津崎 哲雄	京都府立大学公共政策学部教授
納谷 敦夫	前社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団理事長

(◎は座長、敬称略 50 音順)

岬町における乳児死亡事案の検証

課題・問題点の整理

本府の「子ども虐待対応の手引き」に従い、複数回の家庭訪問、父母面接、所内の対応会議を実施したが、以下のような課題が明らかになった。

- 1 虐待情報の捉え方・アセスメント（評価）のあり方
 - ・子ども家庭センターは、養育環境や親子関係について良好と認めたとのことであるが、受傷内容と、養育環境や子どもの発育状況を区別する必要があり、「最重度」という子どもの受傷内容を重視したアセスメントをするべきであった。
 - ・児童虐待等危機介入援助チーム委員医師（チーム委員医師）と十分協議できなかったことから、虐待の疑いがあり保護すべきとするチーム委員医師のアセスメントについて共有できないまま対応するに至った。
 - ・受傷原因が不明のまま乳児を一時保護した場合、家庭に戻すにあたってのアセスメントの基準や内容が明確になっていないという課題が明らかになった。
- 2 一時保護（親子分離）の判断
 - ・愛着関係の構築に重要な乳児期に親から子どもを引き離すことに苦慮することがあったとしても、乳児の二度にわたる骨折という事態を重視し、子どもの安全確保を最優先し一時保護した上で調査を行い、家族への援助計画を立てる必要があった。
- 3 児童虐待等危機介入援助チーム委員との連携
 - ・1回目の足の骨折についての通告受理時に、骨折以外に養育上明らかな問題が認められなかったとしても、子ども家庭センターの対応方針に活かすため、チーム委員医師への相談や診断を求める必要があった。
 - ・2回目の頭部の骨折についての通告受理時に、子ども家庭センターは、診断したチーム委員医師と十分な協議が必要であった。
 - ・チーム委員医師の報告書の提出と受理の方法がルール化されていなかったことにより、報告書が対応方針に十分活かされなかった。
- 4 保護者の態度の変化への対応
 - ・通所予定の保育所へ連絡することについて、保護者が強い抵抗を示した時点で、子ども家庭センターは一時保護を検討する必要があった。
- 5 要保護児童対策地域協議会の中での情報共有（アセスメント等）と進行管理
 - ・1回目の骨折の時点で、町の「要保護児童対策地域協議会」においてケース会議を開催し、関係機関での情報共有や役割分担を行う必要があった。
- 6 乳児期の親子分離後の支援
 - ・どういう状況になれば保護者が子どもを家庭に引き取れるのかについての具体的な調査方法とともに、親に対する指導手法や親子への支援内容が確立されていないという課題が明らかになった。

再発防止に向けた取組 ～具体的な方策～

- 1 アセスメント（評価）及び一時保護の判断のあり方
 - ・子ども家庭センターは、受傷原因が不明であっても、子どもの安全確保を最優先に、受傷状況が重篤な事例については躊躇なく一時保護を実施する。
 - ・受傷原因が不明のまま乳児を一時保護した場合、その安全を確保できるとして家庭に戻すにあたってのアセスメント基準や内容を検討する。
 - ・一時保護の要否について判断し、迅速かつ適切な対応ができるよう、外部からサポートする児童虐待等危機介入援助チームなどの充実強化を図る必要がある。
- 2 子ども家庭センターと関係機関等との連携
 - ・チーム委員医師に診断を依頼する場合には、子ども家庭センターが事前及び事後にチーム委員医師と十分協議することを徹底する。判断の難しい事例については、ケース会議等にチーム委員医師が参画すること等を明確化し、徹底する。
 - ・チーム委員医師が作成する「診断結果報告書」を迅速かつ確実に受理するルールを定めるとともに、報告書の内容が子ども家庭センターのアセスメントと異なる場合には、十分協議することを徹底する。
 - ・重篤な事例では、関係機関等によるケース会議を開催し、情報の共有化と役割分担を明確にする。とりわけ、規模の小さな市町村ではケース数も少なく、実務者会議の開催回数も少なくなる傾向にあることから、検討ケースの対象を広げきめ細かく把握・検討するなどの運営上の工夫を助言し、支援する。
- 3 在宅における見守りの実効性の確保
 - ・見守りを依頼する場合は、目的や内容を明確に示すなど、具体的な手法を徹底する。
- 4 子ども家庭センターの体制及び機能の強化
 - ・家族再統合に向けたプログラムを導入するとともに、親と子に対するきめ細かな支援ができるよう、子ども家庭センターの体制を整える。
 - ・客観的で専門的かつ迅速な判断がより必要になる重篤な事案が増加する状況において、子ども家庭センターのスーパーバイズ機能を強化する。
 - ・子どもの受傷に関する専門のチーム委員医師の増員など体制整備とともに、子ども家庭センターについても、関係機関との十分な連携ができるよう、管内市町村数や面積なども踏まえた体制に強化する。
- 5 取り組みの進捗状況の点検
 - ・府における取組状況を「点検・検証チーム」に報告し、評価を受ける

寝屋川市における幼児死亡事案の検証

課題・問題点の整理

市が主担となったケースとして、子ども家庭センターや保育所等との連携もなされていたが、以下のような課題が明らかになった。

- 1 虐待情報の捉え方・アセスメントのあり方・安全確認のあり方
 - ・ 家庭児童相談室では、本児の現認を含めた安全確認ができていなかった。また、安全確認チェックシート等のアセスメントツールが活用されなかった。
 - ・ 子ども家庭センターと家庭児童相談室がケース対応の主担当機関を決める際に、兄を通じた状況変化の把握や更には兄への心理的ケアの必要性について察知し判断できるよう連携体制を明確にしておく必要があった。
- 2 府・市・関係機関との連携のあり方
 - ・ 複数の関係機関からの情報がケース会議などで共有されず、活用されなかった。
 - ・ 家庭児童相談室が「軽度」の虐待相談と判断していたため、結果として保育所が保護者への警告と支援、子どもの安全確認とリスク評価の両方の役割を担わざるを得なかった。
- 3 状況変化への対応
 - ・ 11月の本児の「背アザ」の情報やその後の保育所退所などに際し、家庭児童相談室では、子どもの現認ができておらず、アセスメントの変更に至らなかった。
- 4 要保護児童対策地域協議会の中での情報共有（アセスメント等）と進行管理
 - ・ 市は、状況の変化をアセスメントに反映できていなかったため、進行管理が必要な点検ケースとして協議会にあげなかった。また、子ども家庭センターの評価（「中度」）との違いの確認ができていなかった。
 - ・ 1回の協議会で検討するケース数が多く、国が示す「概ね3ヶ月に1回の全ケースの進行管理を行うこと」は困難な状況にある。
- 5 主任児童委員への見守り依頼のあり方
 - ・ 家庭児童相談室は、見守りを依頼したが定期的な問合せを実施していなかった。
- 6 児童虐待のアセスメントツールの活用
 - ・ 「安全確認チェックシート」の評価基準などで分かりづらい表現があり、市では十分に活用されていなかった。

再発防止に向けた取組 ～具体的な方策～

- 1 安全確認・アセスメントのあり方及びケースの進行管理について
「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」において、下記項目について改訂し、その内容を市町村に周知徹底する。
 - ・ 安全確認、アセスメントのあり方
 - ・ 状況が変化した場合の対応
 - ・ 市町村と府及び子ども家庭センターとの連携
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の強化
- 2 保育所・学校等子どもが所属する機関との連携
 - ・ 関係機関の具体的な情報や状況の変化についてスムーズに協議会にあげ、検討・評価していくルールづくりが必要である。
- 3 見守り（モニタリング）の実効性の確保
 - ・ 見守りについては、目的や方法、頻度などを具体的に依頼するとともに、文書などにより通知しておく。
 - ・ 見守りの前提が崩れた場合（日常の現認が不可能になったときなど）は、子ども家庭センターへの相談・協議・送致を検討する。
- 4 市町村児童家庭相談に対する府の支援
 - ・ 市町村の状況に応じ、児童虐待への対応機能を強化するため、府が行う市町村職員の専門性を高める研修をさらに実効ある内容に充実するとともに、市町村職員の子ども家庭センターへの短期の受入れ研修の実施など、市町村の人材育成を一層支援する。
- 5 市町村支援のための子ども家庭センターの組織体制・機能の強化
 - ・ 市町村への支援体制を充実させる必要があることから、子ども家庭センターの組織体制・機能を強化する必要がある。
- 6 取り組みの進捗状況の点検
 - ・ 府における取組状況を「点検・検証チーム」に報告し、評価を受ける。

児童虐待防止対策推進のための国への提言

- 1 市町村の体制確保・府及び市町村への財源措置について
 - ・ 市町村の規模や虐待対応相談件数に応じた人員配置基準や職員の任用基準を国において明確に示す必要がある。
 - ・ 国においては、都道府県や市町村がその責任を全うできるよう交付税等の財源措置を十分確保する必要がある。
- 2 児童相談所の体制・機能のあり方についての検討
 - ・ 外部の専門家や家庭裁判所などの専門機関が児童相談所をサポートする仕組みを一層強化すべきである。
 - ・ 全国児童相談所において、保護者向けの再発防止プログラムをさらに展開できるよう、国において支援すべきである。
- 3 社会的養護体制の整備にかかる対策の早急な実施
 - ・ 里親家庭及び乳児院等社会的養護におけるケアの充実強化を早急に図りたい。
 - ・ 医療ケアの必要な乳児に対応できる乳児院等の体制強化を図りたい。